

●支給額 受講修了時に4割(上限

10万円)と、合格後に2割(受講修了時分と合わせて上限15万円)

※受講料の4割が4000円以下の場合を対象外。

自立支援教育訓練給付金

就職につながる能力開発のための講座の受講料を、一部助成します。

●対象者 市内に居住し、20歳未満

の児童を扶養している母子家庭の母または父子家庭の父で、

次のいずれにも当てはまる人

◇児童扶養手当受給者または同様の所得水準

◇過去に給付金の支給を受けたことがない

●対象講座 雇用保険法の規定により

厚生労働大臣が指定する教育訓練講座

●支給額 受講料の6割(上限20万円)

※雇用保険制度による一般教育訓練給付金の受給資格がある場合は、同給付金支給額を差し引いた額を支給します。

※受講料の6割が1万2000円以下の場合を対象外。

高等職業訓練促進給付金

就職に有利な資格を取得するための訓練促進費を支給します。

●対象者 市内に居住し、20歳未満

の児童を扶養している母子家庭の母または父子家庭の父で、

次の全てに当てはまる人

◇児童扶養手当受給者または同様の所得水準

◇養成機関において1年以上修業し、資格の取得が見込まれる

◇就業または育児と修業の両立が困難

◇過去に給付金の支給を受けたことがない

●対象資格 ◇看護師・准看護師

◇保育士◇介護福祉士◇作業療法士◇理学療法士◇歯科衛生士

◇美容師◇社会福祉士◇製菓衛生師◇調理師 など

●支給額(月額)

◇市町村民税非課税世帯 10万円(課程修了までの最後の1カ月は14万円)

◇市町村民税課税世帯 7万5000円(課程修了までの最後の12カ月は11万5000円)

※市町村民税非課税世帯で、扶養する子ども(20歳未満)が2人以上の場合は、多子加算があります。

2人目の子どもには月額2万円、3人目以降の子どもには月額1

万円を加算します(課程修了までの最後の12カ月は、子どもが

5人以上いる場合、5人目以降の子ども1人につき月額1万円

を加算)。

●支給期間 修業期間の全期間(上限4年)

※修業開始時期により支給期間が異なります。



母子・父子自立支援プログラム

策定事業

就職・転職などに関する悩みについて、ひとり親支援相談員が解決方法をアドバイスしながら、ハローワークと連携して就職を支援します。

●対象者 児童扶養手当の受給世帯

の人

●支援内容 一人一人の事情を考慮

してプログラムを作成し、最

高6カ月間継続して支援しま

す。市役所で面談後、後日、

求人情報を持ったハローワークの就職支援ナビゲーターと面談します。

ひとり親家庭等の支援に関する相談員を配置しています

生活・就業・子育てなどで困ったこと、不安なことがありましたら、

気軽に相談してください。

各制度の手続きなど、詳しくは、問い合わせてください。

●申請と問い合わせ先

◇医療費助成について 国保年金課

☎(580)1847

◇その他の制度について

子育て支援課子育て支援担当

☎(580)1862